

新型コロナウイルスに対する社内対応ガイドライン（案）

株式会社 Zo 企画
令和年 6 月 26 日作成

これは、農林水産省「食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」を基に、今後の事業継続を行うにあたっての基本指針を下記に示す。

§ 1 従業員及び作業従事者の感染予防策の徹底

- 従業員及び作業従事者に対し、次に掲げる自己管理及び速やかな報告を義務づける。
 - 体温の測定と記録。
 - 発熱などの症状がある場合には、所属長への連絡及び自宅待機。
 - 以下のいずれかに該当する場合には、所属長への連絡及び新型コロナウイルス感染症専用相談窓口（表-1 参照）への問い合わせ
 - 発熱が 4 日以上継続した場合。（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）
 - 強いだるさ、息苦しさ、嗅覚・味覚異常がある場合。
 - 基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、風邪の症状や発熱、強いだるさや息苦しさが 2 日程度続く場合。
 - 新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等についての所属長への速やかな報告。
- 事業所内において、次に掲げる感染予防策を徹底する。
 - 出勤時、トイレ使用后、別室や車両入場時には手洗い、手指の消毒。
 - 常時不特定多数の者が集合する場所では、マスクを着用。また、人間距離約 1 メートル以上あけることを基本とする。
 - 通常の清掃に加えて、水、消毒液を用いて除菌を行う。特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等、人がよく触れるところのアルコールによる消毒、拭き取り清掃。
- 従業員及び作業従事者全員の、新型コロナウイルス接触確認アプリ（厚生労働省）インストールの義務づけ、新型コロナウイルス陽性者との接触状況を可視化する。

表-1 新型コロナウイルス感染症専用相談窓口 電話番号一覧

機関名称	電話番号	夜間・休日の連絡先
福岡県新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル	092-643-3288	土・日・祝日を含む 24 時間
福岡市新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル	092-711-4126	土・日・祝日を含む 24 時間
福岡市東区保健福祉センター	092-645-1078	福岡市夜間休日緊急連絡番号 092-711-4126
福岡市博多区保健福祉センター	092-419-1091	
福岡市中央区保健福祉センター	092-761-7340	
福岡市南区保健福祉センター	092-559-5116	
福岡市城南区保健福祉センター	092-831-4261	
福岡市早良区保健福祉センター	092-851-6012	
福岡市西区保健福祉センター	092-895-7073	

§ 2 現場作業等における対応策

1. 現場作業における対応策

- (1) 毎日の現場作業前の KY 活動にて、検温、体調の確認(外注業者も含める。)
- (2) 常時不特定多数の現場従事者が集合する現場では、マスクを着用。また、人間距離約 1メートル以上あけることを基本とする。

2. 社会的にコロナウイルスが蔓延した場合の対応策

- (1) 公共交通機関を使用せず、極力作業車(その際、毎日消毒を行う。)にて移動を行う。
- (2) 発注元の県、または近隣の県の作業員または外注業者に委託し現地調査を消化する。(専門性が強い工種の場合、この限りではない。)

3. 感染者発生時の把握、報告及び周知

- (1) 感染者が確認された場合には、発注業者または現場の所在地を所管する保健所に報告し、対応について指導を受ける。また、作業従事者に対しては事業所内で感染者が確認されたことを周知するとともに、§ 1に掲げる感染予防策を改めて周知徹底する。

4. その他、必要なことや対処方法については状況により別途定める。

§ 3 コロナウイルス発生時の患者、濃厚接触者への対応

1. 感染者発生時の把握、報告及び周知

- (1) 感染者が確認された場合には、事業所の所在地を所管する保健所に報告し、対応について指導を受ける。また、従業員に対しては事業所内で感染者が確認されたことを周知するとともに、§ 1に掲げる感染予防策を改めて周知徹底する。

2. 濃厚接触者の確定及び対応

- (1) 保健所の調査に協力し、感染拡大防止のため、速やかに濃厚接触者と見込まれる者を自宅に待機させる。
- (2) 保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対し、必要に応じ PCR 検査(行政検査)の受検あるいは感染者との最終接触から 14 日間の健康観察を行う必要があることから、保健所の指示に従う。
- (3) 濃厚接触者と確定された従業員に対し、発熱又は呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈した場合には、保健所に連絡して PCR 検査(行政検査)を受検するよう促し、速やかにその結果を報告させる。

「濃厚接触者」とは、「患者(確定例)」「(「無症状病原体保有者」を含む)の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・ 患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内を含む)があった者。
- ・ 適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者。
- ・ 患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者。
- ・ その他:手で触れることのできる距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と 15 分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)。

※患者(確定例)とは、「臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」を指す。

※無症状病原体保有者とは、「臨床的特徴を呈していないが、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」を指す。

<「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領(暫定版)(国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年5月29日版)」>

§ 4 施設設備等の消毒

1. 保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域（事務所、倉庫、作業車内等）の消毒を行う。
2. 消毒は保健所の指示に従って実施することが望ましいが、緊急を要する場合には、感染者が勤務した区域のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に、アルコール（消毒用エタノール（70%））又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取り等を行う。

§ 5 業務の継続

1. 重要業務の継続
 - (1) 感染者及び濃厚接触者の出勤停止の措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難な場合には、重要業務として優先的に継続させる業務を選定し、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握する。
 - (2) 重要業務継続のため、在宅勤務体制・情報共有体制・人員融通体制を整備するとともに、重要業務継続のための業務マニュアルを作成する。
2. その他、必要なことや対処方法については状況により別途定める。

(参考資料)

- ・農林水産省「食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」
URL : https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html
- ・国立感染症研究所 感染症疫学センター「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年5月29日版）」
URL : <https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-02-200529.pdf>
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（厚生労働省）
URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html